田辺市本人通知制度事前登録申請書

令和 年 月 日

田辺市長宛て

住 所

申請者

氏 名

田辺市事前登録による本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

申請者 (通知を 希望する方の氏名)			フリガナ									
生	年	月	日	(大正	昭和	平成	令和	西暦)	年	月	日	
住			所									
本籍	(番	地ま	で)							筆頭者		
連	ŕ	各	先			()					

※申請者が代理人の場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1未成年者の法定代理人 2成年被後見人の法定代理人 3代理人
代理人の氏名	フリガナ 本人と の関係
代理人の住所	
連 絡 先	()

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号等に○印をつけてください。

ただし、本籍・筆頭者欄については、本籍地が市外の場合は、記入する必要はありません。

- 注2 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - ・ あなたが本人であることを証明する書類 (運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)
 - ・あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - ・あなたが代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

登録期間	年	月	日	~					
------	---	---	---	---	--	--	--	--	--

受 付	入 力	名 簿	点 検	本人等の	備考	
対象	住・戸	No.	住・戸	□本人	□運転免許証	JC
(住・戸)				□法定代理人	□マイナンバーカード	
				□代理人	□旅券	メモ
					□その他()	

本人通知制度について

1 この制度は、田辺市において、住民票の写し等(注1)を第三者等(本人等(注2)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関は除く。))に交付した場合、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度です。

この制度は、住民票の写し等の交付を差し止めるものではありません。

- (注1) 住民票の写し等とは、住民票(除票を含む)の写し、住民票(除票を含む) 記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む)の写し、戸籍謄(抄)本(除 籍謄(抄)本等を含む)、戸籍(除籍等を含む)記載事項証明書
- (注2)本人等とは、住民票関係では本人又は本人と同一世帯に属する方、戸籍及び 戸籍の附票関係では本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属の方
- 2 登録の申請の受付は、田辺市役所市民課及び各行政局住民福祉課で行います。 (平日の午後 5 時 15 分までです。)

田辺市本人通知制度登録者名簿に登録以降の交付請求が通知の対象となります。

- 3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 法定代理人による申請の場合
 - (2)疾病その他やむを得ない理由により自ら手続ができない場合

申請には代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍謄本等)が必要です。ただし、本市にある戸籍簿 等により確認できる場合は、省略ができます。

委任状には、申請等を行う本人の署名が必要です。

- 4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1)疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき。
 - (2)他の市区町村に居住しているとき。
- 5 登録期間はありません。一度登録されると同じ住所同じ氏名については、廃止届を提出されるまで有 効です。
- 6 住所の変更や戸籍の届出により登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合もあります。

また、登録の廃止をするときも届出が必要です。

なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたとき、又は対象となる証明書が田辺市に 存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を廃止します。

- 7 第三者等に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付した時は、住民票の写し等交付通知書を送付します。住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ① 住民票の写し等の交付年月日
 - ② 交付した住民票の写し等の種別及び交付通数
 - ③ 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分(第三者・代理人)
 - (注) この通知書には、交付請求者である第三者等住所氏名等の個人情報は記載されません。交付内容 について確認が必要な場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき開示請求を行うことが できます。ただし、第三者の個人情報等は開示されませんので、ご了承ください。
- 8 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申込みをしてください。